　特定非営利活動法人　京都教育サポートセンター　定款

第１章　総則

　（名称）

第１条

　この法人は、特定非営利活動法人　京都教育サポートセンター（英称：Kyoto　Supporting　Center　of　Education（英略：KSCE）　という。

　（事務所）

第２条

　この法人は、主たる事務所を京都府京都市中京区三条通河原町東入恵比須町４３９早川ビル６Fに置く。

第２章　目的及び事業

　（目的）

第3条

　この法人は、精神的に学校等に行くことが難しく、不登校・中退などに至ったまたは至る恐れのある（以下、不登校等という。）青少年及びそれに関わる個人、法人、その他団体等（以下、青少年等という。）に対し、社会の中で自分らしく生きる力を育むことを支援する他、青少年等に関わる人材の育成・活動の支援も行い、社会の創造に寄与することを目的とする。

　（特定非営利活動の種類）

第4条

　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 社会教育の推進を図る活動
2. 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
3. 環境の保全を図る運動
4. 国際協力の活動
5. 子どもの健全育成を図る活動
6. 前各号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

　（事業）

第５条

　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 特定非営利活動に係る事業
2. 不登校等の青少年に対する総合的な学習支援事業
3. 不登校等の青少年の国際交流に関する事業
4. 不登校等の青少年に対するレクリエーション事業
5. 青少年等に関わる人材育成の事業
6. 不登校等になった青少年に関する相談及び支援事業
7. その他第３条の目的を達成するために必要な事業及び前各号の事業に附帯する事業
8. 収益事業

　　　行わない。

第３章　会員

　（種別）

第６条

　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体

（１）賛助会員　この法人の事業に賛助するために入会した個人、法人及び団体

２　理事会は、社員・賛助会員以外の会員の種別及び会費の額を定めることができる。

　（入会）

第７条

　正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

1. 第３条の本法人の目的を理解する個人、法人又は団体であること。
2. 個人にあっては満１６歳以上であること若しくは中学校を卒業していること。

２　正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書

　面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

　（入会金及び会費）

第８条

　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

　（会員資格の喪失）

第９条

　正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）　退会届の提出をしたとき。

（２）　正会員が死亡し、又は正会員である法人、団体が消滅したとき。

1. 継続して１年以上会費を滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じなかったとき。
2. 除名されたとき。

２　賛助会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 前項の第１号に同じ。
2. 前項の第２号に同じ。
3. 継続して１年以上会費を滞納したとき。
4. 前項の第４号に同じ。

　（退会）

第１０条

　正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

　（除名）

第１１条

　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の弁明の機会を与えなければならない。

　（１）　この定款に違反したとき。

　（２）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

　（拠出金品の不返還）

第１２条

　既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

　（種別及び定数）

第１３条　この法人に次の役員を置く。

　（１）　理事　３人以上５人以内

　（２）　監事　１人以上２人以内

２　理事のうち、理事長を１人、理事会の議決に基づいた員数の副理事長を置く。

　（選任等）

第１４条

　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者及び３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

５　役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、当然その地位を失う。

1. 死亡したとき。
2. 法第２０条各号の一に該当するに至ったとき。

　（職務）

第１５条

　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

　（１）　理事の業務執行の状況を監査すること。

　（２）　この法人の財産の状況を監査すること。

1. 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は京都府知事に報告すること。
2. 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
3. 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

　（任期等）

第１６条

　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

　（欠員補充）

第１７条

　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

　（解任）

第１８条

　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

　（１）　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

　（２）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

　（報酬等）

第１９条

　役員は、その総数の３分の１以下の範囲で報酬を受けることができる。

２　前項の規定は、役員が職員を兼任し職員としての給料を受けることを妨げない。

３　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

４　前３項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

　（職員）

第２０条

　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

　（種別）

第２１条

　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

　（構成）

第２２条

　総会は、正会員をもって構成する。

　（機能）

第２３条

　総会は以下の事項について議決する。

　（１）　定款の変更

　（２）　解散

　（３）　合併

　（４）　事業計画及び収支予算並びにその変更

　（５）　事業報告及び収支決算

　（６）　役員の選任又は解任

　（７）　社員及び賛助会員の入会金及び会費の額

1. 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第５０条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

　（９）　その他運営に関する重要事項

　（開催）

第２４条

　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

　（１）　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

1. 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

　（３）　第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

　（招集）

第２５条

　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

　（議長）

第２６条

　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の内から選出する。

　（定足数）

第２７条

　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

　（議決）

第２８条

　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、正会員による動議を、出席した正会員の過半数の同意により総会における議決事項をすることを妨げない。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　（表決権等）

第２９条

　各正会員の表決権は、１人（１法人、１団体）１票とする。

２　やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条次条第１項及び第５１条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

　（議事録）

第３０条

　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　（１）　日時及び場所

1. 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

　（３）　審議事項

　（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

　（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　理事会

　（構成）

第３１条　理事会は理事をもって構成する。

　（権能）

第３２条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

　（１）　総会に付議すべき事項

　（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

1. 第６条第２項に定める会員以外の会員の種別及び入会金・会費の額
2. 役員の職務及び報酬
3. 事務局の組織及び運営
4. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

　（開催）

第３３条

　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

　（１）　理事長が必要と認めたとき。

1. 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
2. 第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

　（招集）

第３４条

　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

４　理事長は、法人の運営において緊急かつ重大な事項について、理事会の招集が不可能である場合、暫定措置を講じることができる。ただし、この場合、理事長は直近の理事会において暫定措置の承認を得なければならない。

５　前項において、理事会が理事長の暫定措置を不承認した場合、当該暫定措置は民法に反しない限り無効となる。

　（議長）

第３５条

　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

　（議決）

　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、理事の動議を、理事総数の過半数の同意により、理事会の議決事項とすることを妨げない。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　（表決権等）

第３７条

　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

　（議事録）

第３８条

　理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　（１）　日時及び場所

1. 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

　（３）　審議事項

　（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

　（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

　（資産の構成）

第３９条

　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

　（１）　設立当初の財産目録に記載された資産

　（２）　入会金及び会費

　（３）　寄付金品

　（４）　財産から生じる収入

　（５）　事業に伴う収入

　（６）　補助金及び助成金

（７）　その他の収入

　（資産の区分）

第４０条

　この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産の１種とする。

　（資産の管理）

第４１条

　この法人の資産は、理事長又は理事の互選に基づき選任された財務を担当する理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

　（会計の原則）

第４２条

　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

　（会計の区分）

第４３条

　この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計の１種とする。

　（事業計画及び予算）

第４４条

　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

　（暫定予算）

第４５条

　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収支予算は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

　（予備費の設定及び使用）

第４６条

　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

　（予算の追加及び更正）

第４７条

　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

　（事業報告及び決算）

第４８条

　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

　（事業年度）

第４９条

　この法人の事業年度は、毎年３月１日に始まり翌年２月末日に終わる。

　（臨機の措置）

第５０条

　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散および合併

　（定款の変更）

第５１条

　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて京都府知事の認証を得なければならない。

　（解散）

第５２条

　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

　（１）　総会の議決

　（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

　（３）　正会員の欠亡

　（４）　合併

　（５）　破産

　（６）　京都府知事による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承認を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、京都府知事の認定を得なければならない。

　（残余財産の帰属）

第５３条

　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会が選定する他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

　（合併）

第５４条

　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

　（公告の方法）

第５５条

　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の広告については、CANPAN FIELDSに掲載して行う。

第１０章　雑則

　（細則）

第５６条

　この定款の施行について必要な細則は、この理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

　　　附則

１　この定款は、この法人設立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

　理事長　　・南山　勝宣

　副理事長　・長竹　實

　理事　　　・内田　卓也

　理事　　　・高石　公資

　理事　　　・柴山　潔

　理事　　　・植村　泰子

　監事　　　・桝田　敏弘

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から２００２年４月３０日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第４９条の規定にかかわらず、成立の日から２００２年２月２８日までとする。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

　（１）　入会金　　０円

　（２）　会費　　　０円

この定款は、定款変更認証の日から施行する。